

川島桶川資源循環組合建設工事指名業者選定基準

令和 8 年 1 0 月 2 1 日

管 理 者 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この基準は、川島桶川資源循環組合建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（令和 7 年川島桶川資源循環組合規則第 2 7 号）に定めるもののほか、川島桶川資源循環組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する業者（以下「指名業者」という。）を選定するため必要な基準を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第 2 条 川島桶川資源循環組合工事等請負業者指名委員会規程（令和 7 年川島桶川資源循環組合訓令第 8 号）に基づく川島桶川資源循環組合工事等請負業者指名委員会は、この基準に定めるところにより指名業者の選定を行うものとする。

(指名業者として選定することができない者)

第 3 条 競争入札に参加することができる資格を有する者であっても、次の各号のいずれかに該当するものは、指名業者として選定することができないものとする。

- (1) 川島桶川資源循環組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（令和 7 年川島桶川資源循環組合告示第 1 0 号）に基づく入札参加停止の期間中である者
- (2) 警察当局から、管理者に対して、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに受注者として不適当であると認められる者
- (3) 過去 2 年間連続して、工事成績点数が極めて低い者

(4) 主要取引先の銀行等からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者

(5) 組合発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者

(6) 労働関係等の問題について、労働基準局等からの通報が組合に対してあり、これに対する改善を行わない状態が継続している者

(選定の方法)

第4条 指名業者の選定は、次に掲げる優先順位により行うものとする。

(1) 川島町又は桶川市に本店を有している者

(2) 川島町又は桶川市に支店又は営業所を有している者

(3) 埼玉県内に本店又は支店若しくは営業所を有している者

(4) 前3号に掲げるもの以外の者

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を総合的に勘案するものとする。

(1) 客観的事項

ア 建設工事入札参加者については、次により、A級、B級及びC級の3級に区分して格付を行うものとする。

経営事項審査の総合評点	等級
1,000点以上	A
700点以上1,000点未満	B
700点未満	C

イ 建設工事の指名競争入札に関し指名する業者の選定は、次の表の区分に従い、行うものとする。

業者 の級 別	発注標準額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額				
	土木一式工 事	建築一式工 事	舗装・浚渫	電気・管	その他の工 事
A 級	1 5 , 0 0 0 万円 以上	1 5 , 0 0 0 万円 以上	1 5 , 0 0 0 万円 以上	7 , 0 0 0 万円以 上	5 , 0 0 0 万円以 上
B 級	1 , 5 0 0 万円以 上	3 , 0 0 0 万円以 上	1 , 5 0 0 万円以 上	2 , 0 0 0 万円以 上	1 , 5 0 0 万円以 上
	1 5 , 0 0 0 万円 未満	1 5 , 0 0 0 万円 未満	1 5 , 0 0 0 万円 未満	7 , 0 0 0 万円未 満	5 , 0 0 0 万円未 満
C 級	1 , 5 0 0 万円未 満	3 , 0 0 0 万円未 満	1 , 5 0 0 万円未 満	2 , 0 0 0 万円未 満	1 , 5 0 0 万円未 満

ウ 建設工事の施工上必要があるときは、イの規定にかかわらず、次に掲げる工事について、それぞれ次に定める業者を選定することができる。この場合において、原則としてその数が指名する業者の半数を超えてはならない。

(ア) A 級に格付された業者を選定すべき工事 B 級に格付された業者

(イ) B 級に格付された業者を選定すべき工事 A 級又は C 級に格付された業者

(ウ) C 級に格付された業者を選定すべき工事 B 級に格付された業者

(2) 主観的事項

ア 工事成績の状況

- イ 当該工事に対する地理的条件
- ウ 手持ち工事からみた施工能力
- エ 当該工事に対する技術的適性
- オ 安全管理及び労働福祉の状況
- カ その他管理者が必要と認める事項

3 前項の選定を行うに当たっては、特定の者に偏らないようにするものとする。

(運用)

第5条 前条第2項及び第3項の規定は、別表の指名業者選定運用基準に定めるところにより運用するものとする。

(指名業者の数)

第6条 建設工事の指名競争入札に関し指名する業者の数は、原則として次のとおりとする。

設計金額	指名業者の数
500万円以下	4者
500万円超2,000万円以下	6者
2,000万円超5,000万円以下	7者
5,000万円超8,000万円以下	8者
8,000万円超	10者

(選定の方法の例外)

第7条 当該工事の技術的条件、自然、地理的条件、周辺環境条件、緊急性その他必要があると認められる場合は、第4条の規定にかかわらず、指名業者を選定することができる。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別表(第5条関係)

指名業者選定運用基準

指名基準項目	運用基準
経営に関する事項	経営規模、経営状況の健全性 技術者の資格及び数 営業年数
工事成績の状況	過去一定期間における工事成績 優秀工事の表彰等の実績
当該工事に対する地理的条件	工種別の本店又は営業所等の所在地と工事場所との距離
手持ち工事からみた施工能力	技術者数及び当該工事と同種工事の手持ち量からみた、当該工事の施工能力
当該工事の施工に対する技術的適性	過去一定期間における当該工事と同種の工事についての施工実績の状況
安全管理の状況	安全対策等の現場管理の成績 安全管理の状況が特に優良であることによる表彰等の実績 建設業労働災害防止協会加入実績 組合発注工事についての過去一定期間における死亡事故等の発生状況
労働福祉の状況	建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団等との退職金共済契約の締結の状況 建設労働者の雇用・労働条件が特に優良であることによる表彰等の実績
その他	過去一定期間における指名停止又は建設業法等の違反処分状況 過去一定期間の指名回数・契約実績との比較

	工事請負契約書及び入札参加時における注意事項等の違反状況 格付と当該工事の規模との関連性及び同一格付内における施工能力・経営内容と工事規模との均衡
--	---